



中国会計税務実務

2020年第26号

今回のテーマ：長江デルタ地域の一体的発展のための措置について

党中央、國務院が長江デルタ地域の一体化発展を支持するための措置を徹底的に実行するため、6月30日、国家稅務總局上海市稅務局、江蘇省稅務局、浙江省稅務局、安徽省稅務局、寧波市稅務局は合同で『初犯不罰リスト』を公布した。7月31日、稅務總局は長江デルタ一体化の高品質發展のために10項目の稅收徵收管理サービス措置を決定した。

主な内容：

初犯不罰リストの内容は次の通りである。

No.	違法行為	根拠法	初犯不罰状況
1	納税者が、期限内に稅務登録、変更或いは抹消手続きをしていない	『中華人民共和國稅收徵收管理法』第六十条第一項 納税者が期限内に稅務登録、変更或いは抹消手続きをしていない場合、稅務機關は期限内に是正することを命じ、2千元以下の罰金を科すことができる。情状が重い場合、2千元以上1万以下の罰金を科す。 『稅務登記管理弁法』（國家稅務總局令第七号公布、國家稅務總局令第三十六号、第四十四号訂正）第四十条 納税者が稅務登録手続きをしていない場合、稅務當局は発見した日から3日以内に是正することを命ずる。稅務機關は発見した日から3日以内に是正することを命じる。期限を超過しても是正されない場合、『稅收徵管法』第六条1項の規定により罰する。	稅務機關が発見する前に自主的に是正するか、稅務局の是正命令の期限内に是正する
2	源泉徵收義務者が、規定通りに源泉徵收登録をしていない	『稅務登記管理弁法』（國家稅務總局令第七号公布、國家稅務總局令第三十六号、第四十四号訂正）第四十二条 源泉徵收義務者が、規定通りに源泉徵收登録をしていない場合、稅務機關は発見した日から3日以内に是正することを命じるとともに、1000元以下の罰金を科すことができる。 稅務機關は発見した日から3日以内に是正することを命じるとともに、1000元以下の罰金を科すことができる。	稅務機關が発見する前に自主的に是正するか、稅務局の是正命令の期限内に是正する
3	納税者が、規定通りに帳簿を開設・保管していない或いは記帳証憑及び関連資料を保管していない	『中華人民共和國稅收徵收管理法』第六十条1項2 納税者が、規定通りに帳簿を開設・保管していない或いは記帳証憑及び関連資料を保管していない場合、稅務機關は期限内に是正することを命じ、2千元以下の罰金を科すことができる。情状が重い場合は、2千元以上1万以下の罰金を科すことができる。	稅務機關が発見する前に自主的に是正するか、稅務局の是正命令の期限内に是正する
4	納税者が、規定通りに財務・會計制度或いは財務・會計处理方法及び會計ソフトを稅務局に届けていない	『中華人民共和國稅收徵收管理法』第六十条1項3 納税者が、規定通りに財務・會計制度或いは財務・會計处理方法及び會計ソフトを稅務局に届けていない場合、稅務機關は期限内に是正することを命じ、2千元以下の罰金を科すことができる。情状が重い場合は、2千元以上1万以下の罰金を科すことができる。	稅務機關が発見する前に自主的に是正するか、稅務局の是正命令の期限内に是正する
5	納税者が、規定通りに全ての銀行口座を稅務局に報告していない	『中華人民共和國稅收徵收管理法』第六十条1項4 納税者が、規定通りに全ての銀行口座を稅務局に報告していない場合、稅務機關は期限内に是正することを命じ、2千元以下の罰金を科すことができる。情状が重い場合は、2千元以上1万以下の罰金を科すことができる。 『中華人民共和國稅收徵收管理法實施細則』第十七条 生産、經營を従事する納税者は基本口座或いはその他口座の開設日から15日以内に、主管稅務機關にすべての口座情報を書面で報告しなければならない。口座の変更がある場合、変更日から15日以内に、主管稅務機關に書面で報告しなければならない。	稅務機關が発見する前に自主的に是正するか、稅務局の是正命令が期限内に是正する
6	国内の機構或いは個人が、規定通りに発注した作業或いは業務内容の関連報告事項を主管稅務局に報告していない	『非居住者工事請負及び役務サービス提供の稅收管理暫定弁法』（國家稅務總局令第十九号公布）第三十三条 国内の機構或いは個人が、本弁法の第五條、第七條、第八條、第九條の規定通りに発注した工事作業或いは勞務項目の関連報告事項を主管稅務局に報告していない場合、稅務機關は期限内に是正することを命じ、2千元以下の罰金を科すことができる。情状が重い場合は、2千元以上1万以下の罰金を科すことができる。	稅務機關が発見する前に自主的に是正するか、稅務局の是正命令の期限内に是正する

No.	違法行為	根拠法	初犯不罰状況
7	納税者が、規定通りに税制御装置の取り付け、使用をしていない	『中華人民共和国税収徴収管理法』第60条1項5 納税者が、規定通りに税制御装置を取り付け、使用していない、或いは毀損、又は無断で改造した場合、税務機関は期限内に是正することを命じ、2千元以下の罰金を科すことができる。情状が重い場合は、2千元以上1万以下の罰金を科すことができる。	税務機関が発見する前に自主的に是正するか、税務局の是正命令の期限内に是正する
8	源泉徴収義務者が規定通りに源泉徴収の帳簿を開設・保管していない或いは源泉徴収の証憑及び関連資料を保管していない	『中華人民共和国税収徴収管理法』第61条 源泉徴収義務者が規定通りに源泉徴収の帳簿を開設・保管していない或いは源泉徴収の証憑及び関連資料を保管していない、税務機関は期限内に是正することを命じ、2千元以下の罰金を科すことができる。情状が重い場合は、2千元以上5千以下の罰金を科すことができる。	税務機関が発見する前に自主的に是正するか、税務局の是正命令の期限内に是正する
9	納税者が、期限内に税務申告していない、また、申告資料を送付していない、或いは、源泉徴収義務者が期限内に源泉徴収報告書及び関連資料を送付していない	『中華人民共和国税収徴収管理法』第62条 納税者が、期限内に税務申告していない、また、申告資料を送付していない、或いは、源泉徴収義務者が期限内に源泉報告書及び関連資料を送付していない場合、税務機関は期限内に是正することを命じ、2千元以下の罰金を科すことができる。情状が重い場合は、2千元以上1万以下の罰金を科すことができる。	納税者の今現在の税務登記状態が正常である場合、税務機関が発見する前に自主的に是正するか、税務局の是正命令期限内に是正する。同一申告期間内に異なる税目が期日通りに納税申告を行っていない場合、一括して処理することができる。
10	発行すべき発票を発行していない、或いは規定通りに、期限内に、順番、項目、すべての綴に一括に記入しない、或いは発票専用章を捺印していない	『中華人民共和国発票管理弁法』第35条1項 発行すべき発票を発行しない、規定通りに、期限内に、順番、項目、すべての綴に一括に記入しない、或いは発票専用章を捺印していない場合には、税務当局は是正することを命じ、1万元以下の罰金を科すことができる。違法所得がある場合、没収する。	税務機関が発見する前に自主的に是正するか、税務局の是正命令の期限内に是正する
11	税制御装置を使用して発票を発行し、期限通りに税務局に発票発行データを送付していない	『中華人民共和国発票管理弁法』第35条2項 本法の規定に違反して、税制御装置を使用して発票を発行し、期限通りに税務局に発票発行データを送付していない場合、税務機関は期限内に是正することを命じ、1万元以下の罰金を科すことができる。違法所得があった場合、没収する。	税務機関が発見する前に自主的に是正するか、税務局の是正命令の期限内に是正する
12	税制御装置でない電子機器で発票を発行し、その税制御装置でない電子機器のソフトウェアの取扱説明書を税務局にて備案していない、或いは規定通りに発票発行データを保存・送付していない	『中華人民共和国発票管理弁法』第35条3項 本法の規定に違反し、税制御装置でない電子機器で発票を発行し、その税制御装置でない電子機器のソフトウェアの取扱説明書を税務局にて備案していない、或いは規定通りに発票発行データを保存・送付していない場合、税務機関は期限内に是正することを命じ、1万元以下の罰金を科すことができる。違法所得があった場合、没収する。	税務機関が発見する前に自主的に是正するか、税務局の是正命令の期限内に是正する
13	その他の証憑を発票として使用する	『中華人民共和国発票管理弁法』第35条6項 本法の規定に違反し、その他の証憑を発票として使用する場合、税務機関は期限内に是正することを命じ、1万元以下の罰金を科すことができる。違法所得があった場合、没収する。	税務機関が発見する前に自主的に是正するか、税務局の是正命令の期限内に是正する
14	規定通りに発票を返上していない	『中華人民共和国発票管理弁法』第35条8項 本法の規定に違反し、規定通りに発票を返上しない場合、税務機関は期限内に是正することを命じ、1万元以下の罰金を科すことができる。違法所得があった場合、没収する。	税務機関が発見する前に自主的に是正するか、税務局の是正命令の期限内に是正する
15	規定通りに発票を保存・保管していない	『中華人民共和国発票管理弁法』第35条9項 本法の規定に違反し、規定通りに発票を保存・保管していない場合、税務機関は期限内に是正することを命じ、1万元以下の罰金を科すことができる。違法所得があった場合、没収する。	保管義務を果たして、危害を及ぼしていない
16	規定された使用区域（或いは国）を跨いだ、空白の発票を携帯、郵送、または運送	『中華人民共和国発票管理弁法』第36条1項 規定された使用区域（或いは国）を跨いだ、空白の発票を携帯、郵送、または運送した場合、税務機関は期限内に是正することを命じ、1万元以下の罰金を科すことができる。情状が重い場合は、1万元以上3万元以下の罰金を科すことができる。違法所得があった場合、没収する。	税務機関が発見する前に自主的に是正するか、税務局の是正命令の期限内に是正する
17	源泉徴収義務者が、規定通りに税収証憑を発行していない、或いは規定通りに税収証憑及び関連資料を保管、送付していない	『税収票証管理弁法』（国家税務総局令第28号公布）第54条 源泉徴収義務者が本法及び関連規定通りに源泉税収証憑及び関連資料を保管、送付していない場合、『中華人民共和国税収徴収管理法』及び関連規定により罰する。源泉徴収義務者が本法の規定通りに税収証憑を発行していない場合、情状の軽重により、1000元以下の罰金を科すことができる。	税務機関が発見する前に自主的に是正するか、税務局の是正命令の期限内に是正する
18	税収証憑を自己発行する納税者が規定通りに証憑を発行していない	『税収票証管理弁法』（国家税務総局令第28号公布）第56条 税収証憑を自己発行する納税者が本法及び関連規定に違反した場合、税務機関はその税収票証の受領及び発行を停止し、期限内にすべての税収証憑を返上しなければならない。情状が重い場合は、1000元以下の罰金を科すことができる。	税務機関が発見する前に自主的に是正するか、税務局の是正命令の期限内に是正する

10 項目の税収徴収管理サービス措置は次の通りである。

No.	措置	概要
1	税収ビッグデータのサービス能力を向上させる。	長江デルタ地域の税収データの共有を推進し、税収に係る“サービス共同体”、“徴収管理共同体”、“情報共同体”を積極的に構築する。税収ビッグデータを利用して、長江デルタ地域の税収の経済総合分析を強化する。地域の産業配置に基づき、産業チェーン、供給チェーン分析を確実に実施させ、長江デルタ地域の企業のために生産・供給・販売の川上・川下を統合できるサービスを提供する。
2	増値税電子発票の普及を促進する。	長江デルタ地域の一部の都市を増値税専用発票の電子化検証の対象にする。電子発票の公共サービスのプラットフォームの役割を確実に果たし、増値税電子普通発票の普及に更に注力する。
3	“五税合一” (注) 総合申告を推進する。	簡併徴収(注)を更に実施し、土地使用税、不動産税、印紙税(毎回申告する方式を除く)、土地増値税などの4つの税目をまとめて四半期ごとに申告する。納税者は上記4つの税目と企業所得税を申告する際、電子税務局を通じて、総合申告をすることができ、“一つの申告書、申告、納付、証憑”を実現する。
4	納税申告の事前記入サービスの推進を模索する。	増値税小規模納税者が電子税務局を通じて申告する際、システムは納税者の発行した発票、所有する不動産及び土地の税源などのデータを自動的に集計し、申告すべき税目を自動的に判断し、更に事前申告データまで自動的に作成する。納税者がそれらを確認し、一回で各税目の申告を完成する。
5	増値税の即徴即退の手続を簡素化する。	納税信用格付がC級、D級以外の納税者に対し、ソフトウェア、アニメーション・漫画企業、身体障害者の就業手配、新型壁体材料、資源総合利用製品及び労務、風力発電、パイプ輸送サービス、飛行機整備業務、プラチナの取引、黄金の取引、有形不動産のファイナンスリースサービスにおいての11項目の増値税の即徴即退(注)の手続きについて、申告資料の削減、資料の一括送付の実施、手続の簡素化を図り効率を向上させる。
6	土地増値税の免除・優遇手続のプロセスを加速化する。	納税信用格付がC級、D級以外の納税者に対しては、土地増値税の免除手続の簡素化を推進し、手続方法を最適化していく。資料の準備の負担も軽減し、納税者がより早く免税優遇政策を享受できるようにしていく。
7	サービス貿易外国送金の利便性を高める。	サービス貿易の外国送金プロセスをさらに最適化し、サービス貿易などの外国送金の税務備案の電子化を基に、税務備案について銀行との情報共有を推進し、納税者による遠隔地での送金業務の需要を満たしていく。
8	税収リスクの管理を統括して展開する。	税務局のクラウドプラットフォームのビッグデータなどを利用し、長江デルタ地域における税務リスク情報とリスクモデルの共有を実現させる。地域を跨るリスク管理を統括し、長江デルタ地域内の省を跨る企業に対する重複検査を避ける。
9	税収政策の実行基準を統一し、標準化する。	税収に関する法律、法規、規則、規範的文書及び税務総局のその他の文書に従い、各省(市)の税務機関が自ら執行基準を定めた税収政策に対し、実態に合わせ、長江デルタ地域の画一化された執行基準を研究・調整する。
10	税収関連の法律の執行体系を構築する。	長江デルタ地域の画一化した税務関連の行政処罰の裁量基準を、長江デルタ地域共通の税務事項関連リスト、“一網通弁”(注)リストとリンクさせ、長江デルタ地域の画一化された税務執行リストの体系を構築する。

注：簡併徴収とは月次申告ではなく、(税金申告期限を合併して)四半期、半年或いは年一回税金申告をすることをいう。

即徴即退とは、徴収した税金を即時に返還することをいう。

一網通弁とは、企業と市民に対するすべての行政サービスを、一つのサイトで提供することをいう。

五税合一とは、土地使用税、不動産税、印紙税、土地増値税及び企業所得税を総合的に申告することをいう。

お見逃しなく：

- 『初犯不罰リスト』は 2020 年 8 月 1 日から実行する。
- 初めて発生し情状が軽微で、適時に是正して、危害をもたらしていない場合、納税者に対して処罰を免除する。
- 長江デルタ地域は信用等級、納税者格付け評価結果などを共有し、合同でリスク管理、税収経済分析を行う。

以上



致同 (GT 中国) は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同の日本デスクとして、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供してまいります。

お問い合わせ: Japan@cn.gt.com